

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模／ため池整備工事（都市型））高尾下池地区）計画を平成22年2月17日定めた。

その関係書類を観音寺市経済部土地改良課において平成22年2月24日から同年3月15日まで縦覧に供する。

平成22年2月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀